

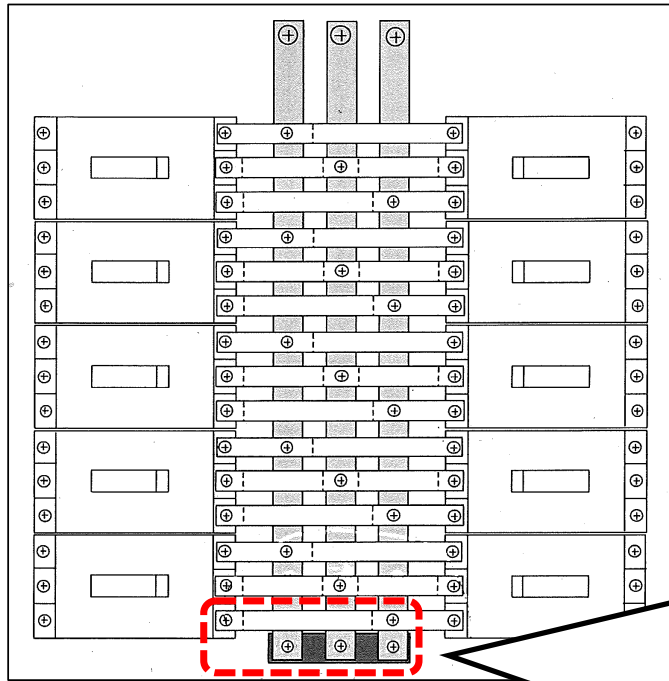
プレス公表（運転保守状況）

2015年4月23日

No.	お知らせ日	号機	件名	内容
①	2015年 3月31日	5号機	タービン建屋（管理区域）における火災・ 発煙の発生について（区分Ⅰ：続報）	<p>（発生状況） 2015年3月31日、午前10時25分頃、停止中の5号機タービン建屋2階オペレーティングフロア（管理区域）において、協力企業の作業員2名が定期検査用分電盤内にある漏電遮断器の点検作業を行っていた際、盤内から炎と煙が発生しました。 協力企業の作業員が初期消火を行うと共に当社社員が119番通報を行い、公設消防による現場確認が行われ、午前11時15分頃、鎮火が確認されました。その後、当該作業に従事していた協力企業の作業員1名に火傷の可能性があったことから、病院にて診察をしていただいた結果、「左手のⅡ度熱傷」と診断されました。 なお、今回の火災に伴う外部への放射能の影響はありません。（2015年3月31日 お知らせ済み）</p> <p>（対応状況） 原因調査として、作業関係者への聞き取り調査や当該分電盤内の状況確認、点検用の試験装置等の調査を実施しました。</p> <p><u>調査結果からは、「漏電遮断器の点検に使用していた試験装置のクリップ端子部分に欠損および熔融痕があったこと」「作業員が当該クリップを他の充電部分に近づけていたこと」「分電盤内の延焼状況等」を確認しており、これらを総合的に判断した結果、原因は、当該作業に従事していた作業員が試験装置の電源接続のため、クリップ端子を分電盤内へ近づけた時に、誤って他の充電部分に接触し、短絡したものと推定いたしました。それに伴って発生したアークにより火災に至ったものと考えています。</u></p> <p>当該分電盤については、今後、新品に交換する予定です。</p> <p>再発防止対策として、漏電遮断器の点検の際には、短絡の可能性がある充電部から電源を取り出さないよう試験手順の改善を図るとともに、手順書の見直しを行います。 また、クリップ端子を接続しやすい形状に改善するとともに、分電盤の充電部を露出させないように保護カバーを設置することとしました。</p> <p>なお、今回当該分電盤の点検を行った企業は前回から変更しており、そうした場合においても、手順書にこれまでの点検ノウハウが適切に反映されるよう、当社において一層の確認に努めてまいります。</p>
②	2015年 4月17日	3号機	中央制御室前通路（非管理区域）における けが人の発生について（区分Ⅲ）	-

5号機タービン建屋における分電盤火災時の試験装置クリップの位置状況

分電盤の概略図



短絡発生の推定箇所

短絡発生の推定箇所の拡大

